

家族介護用品を支給

在宅で重度の介護を必要とする高齢者の方を介護している家族に介護用品（紙おむつ）を支給します。

対象者 要介護4または5の認定を受けている住民税非課税世帯の高齢者の方（特定疾病で要介護認定を受けている40～64歳の方を含む）を、在宅で介護している家族

すこやかシルバーサロン

高齢者の方に健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりのプログラム（町内外施設見学・爆笑講座など）を実施します。

対象者 おおむね60歳以上の方

参加費 無料（プログラムの内容により、材料費または入館料などの負担があります）

開催回数 5月から、年間10回予定



昨年正月飾り作りの様子

在宅介護支援センターを運営

高齢者の在宅介護などに関する総合的な相談窓口として、在宅介護支援センター

用の一部を助成します。

対象者 65歳以上の方

助成限度額
矯正眼鏡 3万5000円
コンタクトレンズ 2万3000円（一眼）

緊急通報用電話機を貸与

高齢者の方に緊急用の電話機を貸し出します。

対象者 65歳以上の単身の高齢者、もしくは高齢者のみの世帯で、慢性疾患などにより日常生活に注意を要する方。または、特に必要と認められる方。

敬老行事を開催

本年もさまざまな敬老行事を実施します。

内容
老人福祉功労者の表彰
敬老祝品の贈呈
長寿夫妻への記念品贈呈

なお、敬老会については、レイクアリーナ箱根での開催を予定しています。（照会先 やまなみ荘 ☎2・1211）



昨年の敬老会の様子

ーを開設しています。

寝たきりなどで介護を必要とする高齢者の方と、その家族の生活を支援します。利用を希望される方は、直接、支援センターへご連絡ください。

- ・箱根老人ホーム内（24時間体制）
☎6・1088
- ・社会福祉協議会内（8時30分～17時）
☎6・0678

家族介護教室

介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識や技術習得のための教室を開催します。

対象者 高齢者を介護している家族や近隣の援助者

講師 箱根老人ホーム職員

配食サービス

虚弱などの理由により、調理することが困難な方に、献立内容に配慮したお弁当（昼食）をお届けします。

対象者 65歳以上の単身の高齢者や高齢者のみの世帯の方など

利用料 1食につき200円

利用回数 週2回以内

家族介護慰労金

在宅で重度の介護を必要とする高齢者などを介護している家族に、慰労金を支給します。

対象者 要介護4または5の認定を受け、住民税非課税世帯の高齢者（特定疾病により要介護認定を受けた40～64歳の方を

含む）で過去1年間、介護保険のサービス（年間、1週間程度の短期入所の利用を除く）を受けなかった方を在宅で介護している家族

支給額 10万円（年額）

ふれあいだより（はがき）を発信

ひとり暮らしの高齢者の方に、町が年2回の「ふれあいだより（はがき）」を郵送します。

その際には、郵便局の協力を得て、声かけによる安否確認を行います。

ねたきり老人などの寝具乾燥サービス

在宅で生活しているねたきり老人宅などで使用している寝具類の消毒乾燥を行います。

対象者 65歳以上でねたきりの状態が1か月以上の方、虚弱独居者、特に必要と認められる方

内容 丸洗い乾燥1回、乾燥のみ3回

通院費を補助

所得税非課税世帯の65歳以上の方（16年度に60歳以上65歳未満であった方を含む）が、バスを利用して通院した場合、運賃の1/2を補助します。

補助回数 月4回以内

補助範囲 小田原駅、御殿場駅、沼津駅までの範囲

対象となる方には町から通知します。

母と子 児童のための福祉

照会先 健康福祉課
☎5・0800

児童手当

小学校3年生までの児童を養育している方に支給します。

手当額（月額）
第1子：5000円
第2子：5000円
第3子以降：1万円

ただし、所得による制限があります。

児童扶養手当

18歳未満の児童（障がいのある場合は20歳）のいる母子家庭で、児童を監督・保護している母、または母にかわって養育している方に支給します。

ただし、所得による制限があります。

なお、対象児童が福祉施設などに入所している場合は該当しません。

特別児童扶養手当

知能または身体に中程度以上の障がい

養護老人ホームの入所

経済的理由、心身、家族の状況により、在宅で生活することができない方に、養護老人ホームへの入所手続きを行います。

訪問理髪サービス

在宅のねたきり老人の方などに理髪サービスを行います。

対象者 在宅のおおむね65歳以上の方で、老衰、心身の障がい、傷病などの理由によりねたきりの状態にある方、特に必要と認められる方

内容 対象者宅を訪問して、理髪サービスを実施します。

利用料 1回1500円（住民税非課税世帯などは750円）

ヘルパー資格取得を応援

在宅で介護が必要な状態となっている高齢者の家族などが、ヘルパー資格を取得する際の費用の一部を補助します。

対象者 現在、在宅で介護している方や、以前に介護していた経験のある人

対象講座 2級・3級ヘルパー研修

対象経費 受講料

補助額 1件あたり3万円を上限とします。

白内障手術による矯正眼鏡料などを助成

人工水晶体の挿入を伴わない白内障手術によって必要となる矯正眼鏡またはコンタクトレンズを購入した場合、その費

チャイルドシート購入費を補助

チャイルドシートの購入費の一部を補助します。

対象者 住民登録または外国人登録のある養育者

補助額 購入金額の1/2の額で、限度額9000円

出産費・育児費を助成

一定の所得の方が出産したとき、出産費・育児費を助成します。

助成額
住民税非課税世帯 5万円
所得税非課税世帯 3万円



子育て支援

小さなお子さんのいる家庭が、ゆとりを持って楽しく子育てができるように応援します。